

# 工事実施段階における 「三者協議会」実施要領

---



平成 29 年 4 月

福 岡 市

# 目次

1. 目的	・・・ P. 1
2. 「三者協議会」を実施する工事	・・・ P. 1
3. 「三者協議会」の構成	・・・ P. 1
4. 「三者協議会」の開催時期及び開催回数	・・・ P. 1
5. 実施方法	・・・ P. 2
6. 実施結果の報告	・・・ P. 2
7. 工事発注時の特記仕様書記載例	・・・ P. 3
8. 詳細設計等委託発注時の特記仕様書記載例	・・・ P. 3

## <資料>

- 「三者協議会」に出席する設計者への費用負担について（別紙1）
- 「三者協議会」実施フロー（別紙2）
- 三者協議会実施報告書（様式1）
- 工事着手前質疑書（様式2）

## <参考様式>

- 委託設計書・特記仕様書
- 随意契約業者選定伺

## 1. 目的

円滑な工事の実施を図るためには、工事受注者（以下、「施工者」という。）が設計図書と現場の整合性や設計思想を十分に把握した上で工事を実施することが重要である。

しかしながら、設計と施工を分離発注しているため、当該工事の詳細設計を担当したコンサルタント（以下、「設計者」という。）と施工者が異なり、設計者の設計思想や施工上の留意点が細部にわたって施工者に伝達されず、施工計画に施工の留意点等が適切に反映できない等、円滑な工事の実施に一部問題が生じている。

そこで、発注者と施工者にて通常行われている協議の場に、設計者を加えることで、設計思想及び設計・施工条件や施工上の留意点などの確実な伝達を行い、工事目的物の品質確保及び円滑な工事の実施を目的に「三者協議会」を行うこととする。

さらに、計画・設計・施工の各分野の技術的知識を相互に交換することで、それぞれの一層の技術力向上と、施工者においては効率的な施工の実現、設計者においては成果品の品質向上を目指すものとする。

## 2. 「三者協議会」を実施する工事

福岡市が発注する公共工事（土木工事）のうち以下のいずれかに該当し、発注者が必要と判断した工事を対象とする。

- (1) 構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事
- (2) 設計条件で不確定な要素を有している工事
- (3) 複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
- (4) 作業工程に制約のある工事
- (5) 設計者または施工者から実施の申し出があった工事
- (6) 施工条件等の変更が生じた工事

## 3. 「三者協議会」の構成

- (1) 施工者：工事受注者（現場代理人、主任（監理）技術者、専門技術者等）
  - (2) 設計者：当該工事の詳細設計を実施したコンサルタント（管理技術者、照査技術者、担当技術者等）
  - (3) 発注者：監督員、総括監督員、設計担当職員等
- なお、設計者への費用の負担は、別紙－1のとおりとする。

## 4. 「三者協議会」の開催時期及び開催回数

開催時期については、施工者による設計図書の照査及び現地調査が終了した時点以降とし、発注者が調整を行い開催する。

開催回数は原則1回とするが、発注者が必要と判断した場合は、複数回開催できるものとする。



## 5. 実施方法

### (1) 「三者協議会」の開催

- ① 施工者は、工事受注後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際しての疑問点及び確認を要する事項を整理して、別紙(様式-2)「工事着手前質疑書」を作成し、三者協議会の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を発注者に報告するものとする。
- ② 発注者は、施工者から報告を受けた三者協議会の開催希望時期を基本として、出席者の日程を調整し、開催する。

なお、発注者は、施工者から報告を受けた照査結果及び疑問点等の内容について確認し、設計成果に係るものは事前に設計者にその内容を伝えておくものとする。

### (2) 「三者協議会」の運営

- ① 三者協議会の進行は、発注者(監督員)が行う。
- ② 三者協議会での協議事項等は以下によるものとする。
  - ・ 施工者による、設計図書の照査結果及び疑問点等の報告  
施工者は、設計図書の照査及び現地調査の結果を報告する。その際、設計図書の不適合があれば、その箇所を示す。
  - ・ 発注者(必要により設計者)による、施工者の疑問点等に対する回答  
発注者は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。必要により、設計者が回答する。
  - ・ 設計者による設計思想及び施工上の留意点等の説明  
設計者は、設計思想及び施工上の留意点等を的確に説明し、また、施工者からの質問内容や新たな質問等に回答する。
  - ・ 三者による施工上の留意点等の確認  
三者協議会の出席者は、契約図書である設計図等と現場状況との整合性、設計条件・思想及び施工上の留意事項について確認する。  
協議した内容などの確認は、別紙(様式-2)「工事着手前質疑書」により行う。なお、三者協議会により確認された事項について設計変更を要するものがあつた場合、発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。
  - ・ 設計、施工に係る意見交換  
上記協議事項のほか設計・施工に係る事項について、新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。

## 6. 実施結果の報告

三者協議会の実施結果については、各所属にて別紙(様式-1)「三者協議会実施報告書」を三者協議会実施後、速やかに作成し、写しを財政局技術監理部技術監理課へ提出するものとする。



## 7. 工事発注時の特記仕様書記載例

### 第〇〇条「三者協議会」の開催

本工事は、工事着手前に当該工事の受注者、その設計を担当したコンサルタント及び発注者が参加する「三者協議会」を開催し、設計図と現場の整合性の確認及び設計思想の伝達を行う対象工事である。

受注者は、工事着手前に設計照査等を実施し、その結果を発注者に報告し「三者協議会」の開催を要請するものとする。

## 8. 詳細設計等委託発注時の特記仕様書記載例

### 第〇〇条「三者協議会」の開催

受注者は、本委託の成果による工事を実施するにあたり工事目的物の品質確保及び円滑な工事実施を目的として、当該工事の施工者、設計者、発注者の三者による「三者協議会」を開催することがあるため、発注者からの参加要請があった場合は協力すること。

なお、「三者協議会」への参加費用については別途、契約を締結するものとする。





## 「三者協議会」に出席する設計者への費用負担について

### 1. 負担方法

三者協議会に出席する設計者への随意契約を行い実施する。

### 2. 積算方法

#### ① 打合せに要する費用の積算

- ・ 1回あたり主任技師0.5人と技師（A）0.5人を計上するものとする。

#### ② 旅費交通費の積算

- ・ 設計業務等標準積算基準書によるものとする。

※当初積算時に、1回分を計上する。

※その他原価 及び 一般管理費等 を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

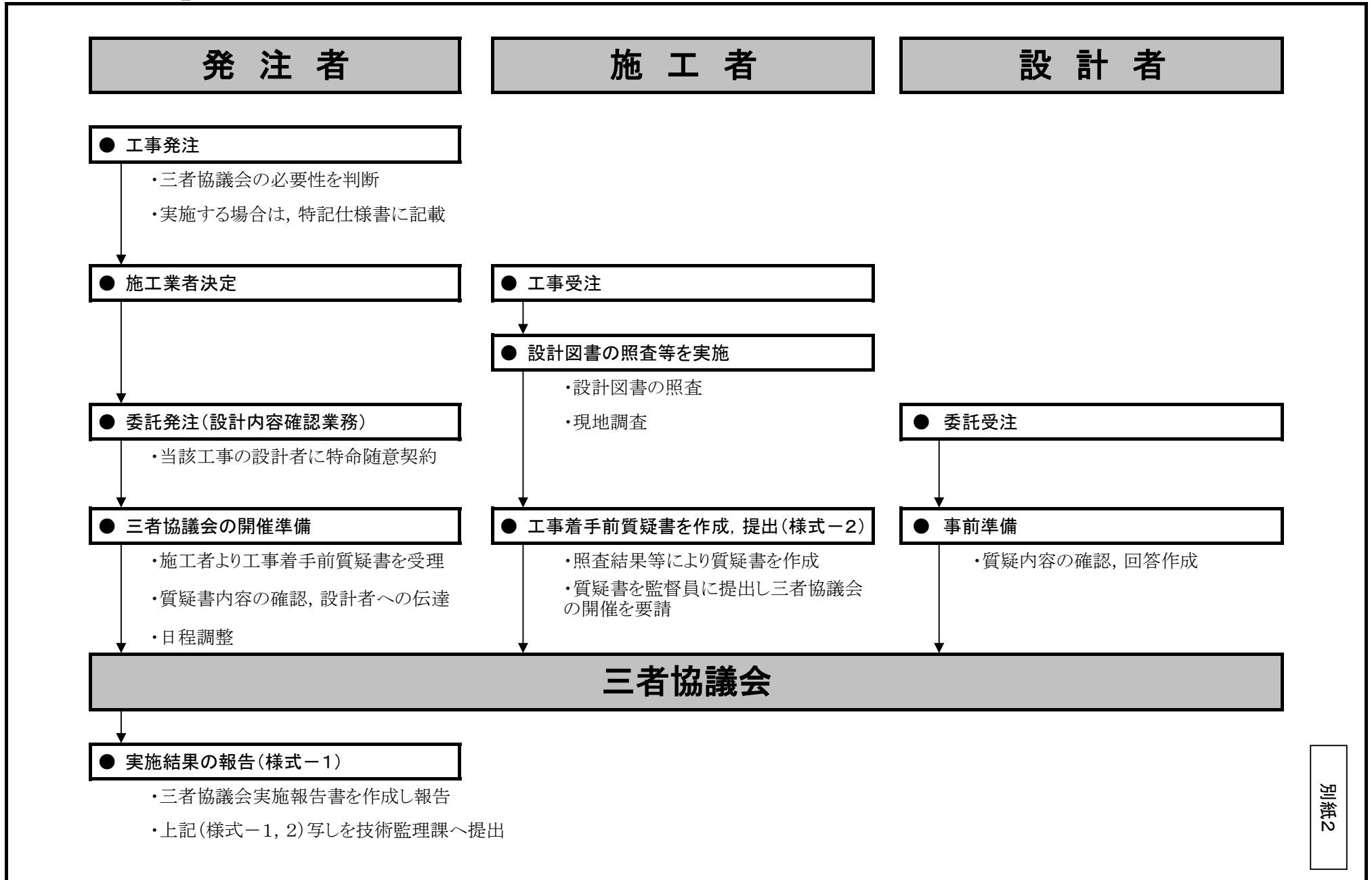
### 3. 委託件名について

委託件名については、「〇〇工事設計内容確認業務委託」とする。





# 「三者協議会」実施フロー





〇〇局〇〇部〇〇課		
課長	係長	係員

## 三者協議会実施報告書

### 1. 実施日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

### 2. 実施理由

--

### 3. 出席者

区 分	所 属 名 ・ 会 社 名	職 名	氏 名
発 注 者			
設 計 者			
施 工 者			

### 4. 工事情報

工事件名	
受注者	
予定価格	
契約金額	
履行期間	

### 5. 委託情報

委託件名	
受注者	
予定価格	
契約金額	
履行期間	

### 6. 添付資料

工事着手前質疑書



